○国土交通省告示第千百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和八年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和八年九月十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
21629	トヨタ　６ＡＡ－ＭＸＰＫ13	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和八年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和八年九月十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
21630	トヨタ　６ＡＡ－ＭＸＰＫ18	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和八年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和八年九月十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
21631	レクサス　６Ａ－ＡＸＺＨ21	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和八年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和八年九月十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
21632	レクサス　６Ａ－ＡＸＺＨ26	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、令和八年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

令和八年九月十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
21633	スバル　５ＡＡ－ＶＮＦ	株式会社ＳＵＢＡＲＵ	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号
21634	スバル　３ＢＡ－ＶＮ５	〃	〃

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１６４号

北海道帯広市東11条南３丁目１番地26　コーポフレンド２－Ｃ

債務者　上條めぐみ

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第４３１４号

大阪市西区北堀江２丁目２番28号　501

債務者　鳩山コーポレーションこと鳩山昌一こと　ＣＨＯＩ　ＣＨＡＮＧＩＬ　崔　　昌一

1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７７号

茨城県つくば市高須賀1526番地２

債務者　横山　大樹

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号

茨城県つくばみらい市山王新田1255番地

債務者　大野　賢司

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６５号

大津市堅田一丁目５番21―104号

債務者　小西　恵子（旧姓野上）

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１３号

大津市稲葉台６番11号

債務者　中林　祐介

1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本向日葵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７１８号

神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番21号　Ｄ

債務者　中西　文男

1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１号

兵庫県明石市魚住町中尾703番地の７　南海荘１Ｆ東、前住所兵庫県明石市魚住町中尾698番地の12

債務者　河上鉄建こと　河上　俊幸

1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉野　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係